

トマト銀行 投資信託 ご家族・ご友人
ご紹介キャンペーン

ご紹介者さまと、ご紹介いただいたお客さま、それぞれに

1,000円分 または 3,000円分の

UCギフトカードをプレゼントいたします！

キャンペーン期間：平成30年11月1日（木）～平成31年3月29日（金）

「ご紹介カード」はトマト銀行本支店の窓口にあります

キャンペーン概要

- ・ 当社に投資信託口座をお持ちいただいているお客さま(過去に投資信託を合算で 50 万円以上購入されたことのある方)が、当社にて投資信託を購入された事のないご家族・ご友人を「ご紹介カード」によりご紹介いただきます。
(※ 但し、同一世帯のご家族のご紹介は対象外とさせていただきます。)
- ・ その後、ご紹介いただいたお客さまがキャンペーン期間中に、対象となる投資信託を一定額以上ご購入頂いた場合に、ご紹介者さまとご紹介いただいたお客さまそれぞれに UC ギフトカードを進呈いたします。
- ・ ご購入金額が 50 万円以上 100 万円未満の場合は 1,000 円分、100 万円以上の場合は 3,000 円分となります。
(注) ご購入金額の判定は、約定金額 (手数料・消費税込み) の合算となります。

キャンペーン期間

- ・ 平成 30 年 11 月 1 日 (木) ~平成 31 年 3 月 29 日 (金)

キャンペーン対象商品

- ・ 対象となる投資信託は、公社債投資信託およびノーロード投信を除く、全商品となります。(インターネット投信での購入も対象となります。)

キャンペーンに関するご注意事項

- ・ ご紹介者さま、および、ご紹介いただくご家族・ご友人さまは、ともに 20 歳以上の個人のお客さまに限らせていただきます。
- ・ 本キャンペーンの要件を満たせば、ご紹介いただいたお客さまがご紹介者さまとなることも可能です。
- ・ ご紹介いただけるお客さまは、ご紹介者さま 1 名につき 5 名さままでとさせていただきます。
- ・ 投資信託口座を開設される場合、ご紹介いただいたお客さまご本人がご開設ください。ご開設にはご本人さま確認が必要な場合がございます。

- ・ 本キャンペーンは、当社がご紹介いただくお客さまの個人情報を取得することに対して、ご紹介いただくお客さまの同意が必要です。ご紹介いただくお客さまが同意された上でお申込みください。「ご紹介カード」を受付した時点で同意されたものとみなします。
- ・ ご紹介者さまには、ご紹介いただいたお客さまの取引状況等についてお伝えできません。
- ・ ご紹介いただいたお客さまが本キャンペーンの要件を満たされた場合、ご紹介者さまへ UC ギフトカードをプレゼントすることにより、当社で投資信託の取引があったことが分かりますので、予めご了承ください。
- ・ 以下の場合は、本キャンペーンの対象になりません。
 - 既に他のお客さまから本キャンペーンで紹介された方を紹介する場合、または、UC ギフトカード送付時点で、投資信託口座を廃止されている場合。
 - その他、当社が適切ではない取引と判断した場合、対象外とさせていただく場合がございます。

投資信託についてのご注意事項

【投資信託のリスク】

- ・ 投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REIT などの価格が、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額(外国籍投資信託の場合は 1 口あたり純資産価格)が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。なお、外貨建て投資信託については上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。

【投資信託取引に係る諸費用】

- ・ 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。(当社で販売中の追加型投資信託の上限を表示しています。)
- ・ 申込手数料 (申込口数、金額に応じ、基準価額に対して最大 3.780%(税込))
- ・ 信託報酬 (純資産総額に対して、最大年率 2.538%(税込)) (ただし、運用成果に応じてご負担いただく実績報酬は除きます。)
- ・ 信託財産留保額 (換金時の基準価額に対して最大 0.500%)

- ・ その他の費用（信託事務処理費用、売買委託手数料、借入金・立替金利息、監査費用など）
- ・ その他費用の金額および全体の合計額は、保有期間に応じて異なりますのであらかじめお示しすることが出来ません。
- ・ 実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により換金時および期中の手数料等が変動するファンドもございます。その詳細は各ファンドの「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。

【その他の重要事項】

- ・ 投資信託は元本の保証はありません。
- ・ 投資信託は預金・金融債・保険契約ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 当社が取り扱う投資信託は投資者保護基金の規定による支払いの対象ではありません。
- ・ 当社は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社(外国籍投資信託の場合には管理会社)が行います。
- ・ 投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ・ 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものもあります。
- ・ 投資信託をご購入の際は必ず「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」をお渡ししますので十分にお読みいただき内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。なお、「投資信託説明書(目論見書)」および「目論見書補完書面」はトマト銀行の本支店の窓口にて用意しております。

＜株式会社トマト銀行 登録金融機関：中国財務局長（登金）第 11 号 加入協会：日本証券業協会＞